

令和6年度 八千代市地域包括支援センター運営協議会 会議録

1 開催日時 令和6年12月12日（木）13：30～15：00

2 開催場所 八千代市福祉センター 4階 第3・4会議室

3 議題

報告事項

- (1) 包括的支援事業等業務委託に関する委託先選定結果
- (2) 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について
- (3) 「八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」の改正について

協議事項

- (1) 地域包括支援センターの設置数について
 - ・日常生活圏域の設定
 - ・職員配置
 - ・支所等も含めた設置数

4 出席者名簿

<委員> 計9名（敬称略）

板垣会長，澁江委員，佐藤委員，渡部委員，中山委員，山藤委員，白濱委員，中村委員，中澤委員

<事務局>

山本部長，田中次長（健康福祉部）

井上課長，櫻井副主幹，飯島副主幹（長寿支援課）

春田課長，石橋主査，関口主査，品川主査，溝口主任保健師，鈴木主任保健師（福祉総合相談課）

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴者数 0名（定員5名）

7 会議内容 以下のとおり

事務局（春田福祉総合相談課長）：

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度八千代市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本日司会を務めます、福祉総合相談課長の春田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、令和6年7月から令和9年6月末までの新たな任期となりましたが、大変ご多忙の中、委員をお引き受け頂き、心より感謝を申し上げます。

本会議は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」第4条の規定により、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、録音機器とマイクを接続している関係から、発言する際はマイクのボタンを押して、マイクのランプが赤く点灯してから発言をお願いいたします。

なお、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。
まず、事前に送付させていただきました資料として

①次第

②委員名簿

③【資料1】包括的支援事業等業務委託（単価契約）に関する委託先選定結果

④【資料2】地域包括支援センターにおける計画的な取組推進のための事業評価について

⑤【資料3】八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の改正について

⑥【資料4】地域包括支援センターの設置数について

⑦【資料5】八千代市人口推計

⑧【資料6】八千代市の圏域地図

こちらは、お持ちをいただいておりますでしょうか。

続いて、本日机に置かせていただきました資料となりますが、⑨席次表、以上の9点です。

事務局に予備がございますので、不足している場合はおっしゃってください。

ほかの資料とあわせ、配布漏れがないか、ご確認ください。資料の確認は以上です。

本会議の開催に当たりまして、健康福祉部長の山本よりご挨拶申し上げます。

事務局（山本健康福祉部長）：

健康福祉部長の山本でございます。本日はお忙しい中、令和6年度八千代市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより本市の保健、福祉行政に対しましてご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本市では、今年度から令和8年度までを計画期間とする八千代市高齢者保健福祉計画に

基つき、高齢者施策や介護保険事業に取り組んでいるところですが、今後高齢化が一層進展し、現役世代が減少していく中、これまで培ってきた地域医療や高齢者の自主活動等のまちの強みを活かしつつ、関係機関と連携した包括的な支援の強化を図るなど、八千代市らしい地域包括ケアシステムを深化・推進してまいりたいと考えております。

その中核的な役割を担う地域包括支援センターにおいては、高齢者の総合相談窓口として、医療や介護、日常生活支援、権利擁護など幅広いニーズに対応しているところですが、高齢者を取り巻く課題が複雑化・複合化しており、センター機能の強化が重要になってまいります。

本日は、今年度実施しました包括的支援事業等業務委託の委託先選定結果や、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての報告の他、協議事項として地域包括支援センターの設置数に関する議題を予定しております。

地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を確保するとともに、実情を踏まえた体制の整備を図るため、委員の皆様には率直なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（春田福祉総合相談課長）：

それでは、次第に沿って始めさせていただきます。はじめに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、一言ご挨拶いただきたいと思います。はじめに、介護保険の被保険者又はサービス利用者で公募により選考されました市民委員として澁江道夫様、同じく佐藤俊恵様、八千代市長寿会連合会より渡部正敏様、八千代市民生委員・児童委員協議会連合会より中山幸江様、八千代市介護サービス事業者協議会より山藤響子様、同じく白濱徳之様、八千代市医師会より中村明澄様、八千代市歯科医師会より中澤正博様、八千代市社会福祉協議会板垣仁一朗様、以上でございます。ありがとうございました。

なお、八千代市薬剤師会松本様におかれましては、欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

また、長寿会の渡部様におかれましては、都合により14時30分に退席予定と伺っております。

続きまして、事務局職員の紹介を致します。改めまして、健康福祉部長の山本です。健康福祉部次長の田中です。長寿支援課長の井上です。長寿支援課の櫻井です。長寿支援課の飯島です。福祉総合相談課の石橋です。同じく関口です。同じく品川です。同じく溝口です。同じく鈴木です。最後に、私、福祉総合相談課長の春田です。以上でございます。

議題に入る前に、ただいまの出席委員は9名でございます。定足数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議題に入らせていただきます。

まず、先程ご案内のとおり、今回が新たな任期となりますので、本協議会の会長を「地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第5条第1項の規定に基づき、委員の互選により選出したいと思います。どなたかご推薦いただける方がありましたらお願いいたします。

山藤委員：

これまで会長を担っていただいている板垣委員に引き続きお願いできればと思います。

事務局（春田福祉総合相談課長）：

山藤委員から、板垣委員との推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。異存がないようでしたら、拍手をもってご承認願います。（拍手）

皆様にご承認いただきましたので、板垣委員に会長をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

板垣委員：

社会福祉協議会の板垣です。会長をお引き受けいたします。

事務局（春田福祉総合相談課長）：

それでは、地域包括支援センター運営協議会会長は、板垣委員をお願いいたします。会長が選出されましたので、以降の議事進行につきましては、板垣会長にお願いしたいと存じます。板垣会長は会長席へご移動をお願いいたします。ここで、次の議題に入らせていただく前に、健康福祉部長の山本、次長の田中につきましては、他の公務により退席させていただきますので、ご了承願います。

板垣会長：

ご指名をいただきました板垣でございます。会長職をつとめさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事を進めさせていただきますと思います。次第に沿いまして進行させていただきますので、よろしくお願いします。

報告事項1「包括的支援事業等業務委託に関する委託先選定結果」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（石橋福祉総合相談課主査）

報告事項1「包括的支援事業等業務委託に関する委託先選定結果」について、説明させていただきます。資料1に沿ってご説明いたします。

地域包括支援センターの設置運営等を行う事業者を選定する公募型プロポーザルを行い、10月1日付で契約を締結しましたので報告いたします。事業者選定委員会は非公開とな

りますので、会議資料は配布できませんが、選定委員会は内部委員3名と外部委員3名の計6名で構成され、外部委員として、本協議会より佐藤委員と渡部委員にご協力を頂きました。渡部委員は都合によりご欠席となってしまいましたが、佐藤委員には評価採点に携わっていただきました。

1. 公募型プロポーザル応募期間は、6月14日から7月18日まで行いました。2. 質問票の提出は1件あり、ホームページで回答を掲載しました。3. 参加表明事業者は表1のとおりで、今年度地域包括支援センターを受託している6事業者より参加表明があり、担当希望圏域は記載の通りでした。4. 企画提案書提出事業者は表2のとおり、企画提案書が提出されました。5. 事業者選定評価結果です。7月30、31日の2日間にわたり、各事業者から企画提案に関するプレゼンテーションをうけ、採点を行いました。選定評価結果は、表3のとおりです。評価点の6割を基準点としていましたので、6事業者がそれぞれ第1希望の圏域を受託することになりました。6. 事業者との契約6事業者と契約に関する協議を行い、10月1日付で契約を締結いたしました。業務履行期間は記載の通りです。

先ほど申し上げたとおり、業者選定委員会やそれに関わる資料、企画提案内容は、原則非公開となりますが、企画提案に関するプレゼンテーションのうち、各事業者から本会議で報告する承諾を得た内容について報告させていただきます。

まず、どの法人も、現在の受託業務をしっかりと行っていることの説明があり、関係機関の方と連携をとりながら地域に根ざした業務を行っているため同じ圏域を継続して受託したいということが話されました。また、職員の確保や人材育成、日々の業務に関しては法人としてバックアップ体制をどのようにとっていくか、ということが話されました。

阿蘇・睦圏域を契約した八千代美香会は、現在の業務を地域共生社会推進に向けて、圏域内の困窮や障害、子ども分野など様々な分野の事業所とのつながりを持てるよう業務を推進している説明がありました。特に、圏域内では、生活が困窮している高齢者世帯が多いという現状や、農村地区では家族で対応できる軽度な段階での相談は少なく、寝たきりや認知症重度等要介護状態になった段階で相談に来る事例が多いという現状、身寄りがいない支援してくれる親族がいない高齢者が多いという地域課題から、講座の実施や地域ケア会議の開催、生活支援コーディネーターが協議体や担い手養成講座を開催するなどの事業展開している話がありました。また、令和6年7月からフードパントリーを開始しているとのことでした。一方で、センターの場所が米本団地にあるため、睦圏域の住民にとっては気軽に相談がしにくく、特に地域と繋がっていない孤立した方や自ら情報を得にくい方は、周囲から気づかれずに重度化してから相談が入るとのことでした。地域の支援者との関係づくりを大切にして支援者をきっかけに相談が入るようにしたいとのことでしたが、睦圏域の地域住民にセンターを根付かせることの難しさも話されていました。

勝田台圏域を契約した翠耀会は、圏域内で社会福祉協議会の地区支会や自治会、民生委員、長寿会などの地域の関係団体や、医療機関や介護事業所等も含め、地域支援ネットワークを丁寧に構築してきたことの説明がありました。後期高齢者割合の増加から今後も認知症有

病者の増加が予測されるため、認知症であっても安心して暮らせる勝田台を目指した取り組みを継続したいと話されていました。また、虚弱になっても地域で支えられる仕組みづくりの促進を図るため、事業間における連携や生活支援コーディネーターとの連携に努めることにより、効果的に取り組んでいきたいとのことでした。

大和田圏域を契約した恵仁会は、現在包括を受託している法人の中で唯一の医療法人であり、地域包括ケアシステム構築のために、法人の強みを活かし、今後も医療と福祉の連携強化を図っていききたいという説明がありました。また、現在の包括の場所について、駅前通りで視認性が高く利便性も良い場所ですが、一方で十分な広さではないため相談時はパーテーションで区切って対応していることから、相談室の個室化を実現するために、移転を視野に入れたというプレゼンがありました。現時点での予定では、令和8年3月頃に、総合生涯学習プラザ近くの高架下に移転を予定して調整中です。

村上圏域を契約した愛生会は、これまで実施してきた内容を継続しながらも、共生社会を見据え、世代や属性の垣根を超えた参加を促進できるよう資源を作り上げていきたいという説明がありました。また、センターの場所は現在の場所を継続しつつ、センターまで出向くことが難しい地域に対しては、介護予防教室を開催する等して足を運んでニーズ把握をしたいと話されていました。

八千代台圏域を契約した六親会は、令和5年度に旧法人から業務を引き継ぎ、これまで1年半の間に業務を立て直し、地域の支援者との関係づくりや新たな体制を整えることに注力してきたことが説明されました。また、八千代台は総合相談件数の多さに加え、指定介護予防支援事業所として要支援の方のケアプラン作成業務も非常に多く、3職種の業務を圧迫しているため、何とか対策を考えていきたいとのことでした。センターの設置場所はせっかく場所を認知してもらえたことや利便性を考えると現在の場所を残したいが、相談スペースが十分でないこともあり対策したいと話されました。現時点では、現在の場所の3階も借りることができたので、個別相談や指定介護予防支援事業所として活用していく予定です。

高津・緑が丘圏域を契約した清明会は、職員の確保について、職員の入れ替えが多いという説明がありました。面接や経歴からは問題ないと思われた職員についても途中退職してしまうとのことで、筆記試験で人材適性を見極め、法人の統括責任者が頻繁にセンターに向向き職員とのコミュニケーションを図り相談に応じているとのことでした。また、センター内でマニュアルと指導票を作成して、本人と評価者で評価しながら人材育成を図るようにしたり、経験のある職員が新しい職員に対し指導する体制をとっていると話されました。センターの場所については、相談者の利便性や認知度から現在の場所を継続したいが、事務所が手狭なことから隣の部屋も活用したいと説明があり、その後、隣の部屋も借りることが可能となりました。令和7年4月からは、これまでの事務所を基本とし、隣は個別相談や指定介護予防支援事業所として活用したいということでした。

ありがとうございました。

板垣会長：

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。佐藤委員は、事業者選定委員会の委員として携わっていただきましたが、いかがでしょうか。

佐藤委員：

最初は6法人が運営している中で、1団体ずつではなく6か所すべて選定するというところに心配がありました。別の事業者が良い点数だった時には、現在の事業者から変わるということに不安がありましたが、問題なく終わりました。プレゼンテーションを行うにあたり、各事業者が内省し、業務を見直したことが良かったと思います。阿蘇・睦については、地域的なネットワークがあり、先進的な活動が見られました。八千代台や高津・緑が丘については、昔ながらのネットワークがあるわけではないので、これからの取り組みが重要だと思います。数年に一度はプロポーザルを行うということで、波乱があるのではないかと思います。事務局は大変だったと思うが、お疲れ様でした。

板垣会長：

他にございませんでしょうか。質問がございませんので、以上で報告事項1を終了いたします。

続きまして、報告事項2「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（石橋福祉総合相談課主査）：

では、報告事項2「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」、説明させていただきます。資料2に沿ってご説明いたします。

地域包括支援センターの評価指標が本年6月に一部改正されましたので、新しい指標とその説明スライドを資料として配布しています。

地域包括支援センターの事業評価では、国の統一された評価指標が平成30年度に示され、平成29年実施分より国の統一指標で評価しています。センターが行う最低限の業務チェックリストとして、また、センターと市町村の連携強化のためのツールとして活用されております。

本市では、平成23年から市独自指標で評価を行っていましたが、平成29年実施分から国の指標に基づいて評価しており、本協議会でも報告しておりました。平成29年実施分の評価で、当時、市直営の大和田地域包括支援センターは、「保険者」「基幹型地域包括支援センター」「大和田地域包括支援センター」の、3つの役割を担っていたため過重な業務を担っており、市としての評価が国・県と比較し非常に低く、業務委託に向けて動くきっかけにもなりました。

その後、地域包括支援センターの後方支援機能を高めるべく、運営方針の充実や、各事業の推進、市とセンターの連携強化等、図ってきたところです。

その後は、国の評価指標では達成率が高い項目が多く、本協議会において改善に向けた議論をするという状況ではなかったことから、令和3年以降は、国の評価指標の結果を報告するのではなく、各センターの実績を報告する形に変更していました。

本年6月に一部改正があり、評価指標の見直しと、その具体的な活用方法について示されました。見直しの具体的なポイントは資料2、1枚目の下段のスライドのとおり、3点あります。市が人口規模や地域課題に応じて、アウトプット指標・アウトカム指標を設定できるようになる等、柔軟に項目ごとの配点を設定できるように見直されています。

今後、令和6年度分の事業評価からこちらの評価指標に沿って、各センターの事業報告と評価を行っていきたいと考えていますので、ご確認頂ければと思います。

板垣会長：

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。質問がございませんので、以上で報告事項2を終了いたします。

続きまして、報告事項3「八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の改正について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（石橋福祉総合相談課主査）：

では、報告事項3「八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の改正について」説明させていただきます。

施行日を令和6年4月1日として介護保険法施行規則の一部改正がありました。資料3の1. 施行規則の改正の背景としては、令和4年度の社会保障審議会介護保険部会において、「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置すること…など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」と見直しに関する意見があり、令和5年度の地方分権改革案において地域包括支援センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされました。

2. 施行規則の改正の概要としては2点あります。1点目は、高齢者人口に応じて、また、地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置を可能とすること。2点目は、包括の効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数圏域の高齢者人口に応じて3職種を配置すれば当該圏域の各地域包括支援センターでの配置基準を満たすものとする。ただし、質の担保の観点から、1つの圏域に2職種の配置は必要とされています。

3. 本市の対応方針としては、法施行規則の改正内容に準じ、令和7年4月1日の施行に向けて、条例改正の手続を進めてまいります。ただし、この改正については、地域包括支援センター運営協議会が認める場合という条件がありますので、質の担保や適切な運営に向けて、一定の基準を検討し、地域包括支援センター運営方針に規定したいと考えております。令和7年度より新たな契約期間が開始となりますので、運営方針の規定の変更については、来年度以降に検討したいと考えております。2枚目の資料3別紙1は改正の新旧対照表ですので、参考にご覧いただければと思います。

板垣会長：

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

佐藤委員：

資料3の介護保険法施行規則の改正は八千代市が決めているわけではないのですが、常勤換算方法について、もう少し詳しく教えてもらえないでしょうか。また、次の複数圏域の高齢者人口に応じてというところについても、イメージとしてどういうふうに考えればいいのか教えてもらえますか。

事務局（石橋福祉総合相談課主査）：

まず1点目の常勤換算方法による職員配置ですが、例えば専門職を1人置くときに、常勤換算方法で例えば週2日の方を1人、週3日の方を1人、合わせて1人というようなカウントでの常勤換算方法を認めるというような内容となります。

2点目の複数圏域の高齢者人口に応じて、3職種を配置すれば、という件ですけれども、こちらは、現在の八千代市の包括の設置のあり方ですとなかなか取り入れにくいかなと思うのですが、例えば今後、支所みたいなものを置くとなったときに、1つの圏域の中で、支所と本センターを合わせて、3職種を置いているというような状況で、例えば支所には、主任ケアマネさんはいないけれども、本センターにはいるとなれば、全体を通して配置されているというような考え方をすることになります。

板垣会長：

佐藤委員，この説明でよろしいですか。

佐藤委員：

これはもう国がそうしているということですね。八千代市も逼迫しているのは事実だと思うのですが、逼迫している地域もあって、地域包括支援センターのコアになっている方が週2回で、あの人がいないとわかりませんとなると、本来業務に差し支えてしまうの

だろうと考えられます。規定自体は見直しを進めるけれども基本的には、できれば常勤、機能的に動いてもらえる方が本当はいいのだろうなと思いつつも、八千代市だけ常勤ではなくては駄目ということもできないという理解でいいのですかね。

事務局（石橋福祉総合相談課主査）：

佐藤委員がおっしゃることが本当にその通りで、常勤の職員の確保の大変さというのはよく聞いていますし現状もわかっているつもりで、ただ非常勤の職員ばかりが増えたときに、包括の質の担保や他の包括と均衡が保てないっていうところも懸念しておりますので、常勤換算方法を取り入れるにしてもある程度の条件や基準を設けないといけないと考えております。内容についてどういう規程で常勤換算方法を取り入れるかということに関しては、来年度以降の本協議会の方で提案させていただいて、皆様にご意見をいただければと思っております。来年の4月1日に条例改正をしたからすぐに常勤換算方法が可能となるというわけではなく、本協議会で必要と認める場合はということになりますので、取り入れるのは少し先になろうかと思います。

板垣会長：

各事業者さんも人の確保は大変だと思います。条例の改正については皆様のご意見を、お聞きして、やっていただければと思います。どうでしょうか。この報告事項の3については以上でよろしいですか。

続きまして、協議事項1「地域包括支援センターの設置数について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（石橋福祉総合相談課主査）：

では、協議事項1「地域包括支援センターの設置数について」、説明させていただきます。資料4、資料5、資料6を使用してご説明いたします。説明に入る前に資料について解説をします。

資料5は八千代市人口ビジョン改訂版から作成しました人口推計です。圏域毎に2040年までの推計を掲載しております。表の見方をご説明しますと、表紙をめくって勝田台圏域ですが、例えば2024年3月末の高齢者人口は5,264人、そのうち後期高齢者人口は3,678人となります。職員配置の部分を見て頂くと、認知症推進員とSC・生活支援コーディネーターを含む職員数は5人ですが、推進員とSCを除くと4人。この4人のセンター職員1人当たりの高齢者人口、後期高齢者人口を緑と水色の部分に示しております。来年2025年以降はSCを専任とすることで、推進員とSCを含むセンター職員が1名増員となりますので、表に記載の職員数となっています。それらを下のグラフに示しており、全世代の人口、高齢者のみ、後期高齢者のみの3種類のグラフを表示しています。なお、グラフの縦軸の値は6圏域同じとしていますので、圏域毎に人口の差があることもわ

かるかと思います。資料6は圏域の地図となっており、赤で囲った部分が現在の各センターの担当圏域です。

では資料4に沿ってご説明いたします。令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画では①地域包括支援センターの機能強化として、「増大するニーズに対応し適切にその役割を果たすことができるよう、担当圏域の高齢者数にあった人員を配置するとともに、支援の質が担保されるよう担当圏域ごとの適切なセンターの設置数について検討します。」と掲載しています。

高齢者人口に応じた職員数を設定しておりますが、資料5からもわかるとおり、各圏域の高齢者人口の差が大きく、職員一人あたりの高齢者人口でみると、R6.3月末時点では一番多いところで高津・緑が丘圏域で1,903人、一番低いところで勝田台圏域1,316人と約600人も差があります。

地域包括支援センターの総合相談での対応が多くなる後期高齢者で見た時に、職員一人あたりの後期高齢者人口では、一番多いところで高津・緑が丘圏域の1,093人、一番低いところで阿蘇・睦圏域875人と約220人の差があります。

包括の業務量は、単純に人口だけで図れるものではありませんが、職員一人一人の業務負担にも差が生じている状況です。そのため、高齢者人口の特に多い、八千代台、高津・緑が丘、大和田圏域については、何らかの対策を講じていく必要があると考えています。

2. 今期計画期間中の事務局の動きは、資料のとおりです。本協議会で皆様にご意見を伺い、今後、介護保険事業運営協議会でも検討していただき、10期介護保険事業計画に検討結果を位置づけ、その設置数での委託に係る費用の算定を行い、保険料に反映させます。令和9年度には公募型プロポーザルを実施予定です。

これから設置数に関して協議していただくにあたり、議論いただきたいポイントとして「支所等も含めた設置数」、「日常生活圏域の設定・考え方」、「職員配置」の3点があります。順番に説明いたします。

議論いただきたいポイントの1点目、支所等も含めた設置数についてです。3. 地域包括支援センターの設置について地域包括支援センターは設置主体による分類、運営の目的による分類、センターの支所等の設置の仕方があります。支所等の扱いとしては、サブセンター、総合相談支援事業の一部委託を受けた事業所、ブランチの設置の仕方があります。参考に、2ページに、令和5年4月末現在の全国のセンターの設置状況を掲載しております。

八千代市は、現時点では、委託型の通常のセンターを6か所設置しておりますが、現在は設置していない支所などの考え方も含めて検討をしたいと考えています。包括まで行きにくい・相談がしにくい地域住民にとっては、支所があることで、包括が認知され身近な相談窓口として地域に根ざすことができると考えています。資料6の市全体の地図も参考にご覧いただければと思います。

次に、議論いただきたいポイントの2点目「4. 日常生活圏域の設定」についてです。上位計画となる「八千代市第5次総合計画前期基本計画」では、7つの圏域を基本とし、地域

別計画を策定しています。お送りした資料では、策定中の後期基本計画は空白としていましたが、現在パブリックコメントで公表している原案では、7地域が基本となっていますが、各分野の個別計画では、計画の策定趣旨に適した地域設定を行います、となっています。

「八千代市地域福祉計画」では、7つの日常生活圏域を設定し、「地域福祉活動計画」で7つの圏域毎の地域別計画を策定しています。しかし、現在策定中の「第2次」では、7つの日常生活圏域を基本としますが、21の社協支会ごとに地域別計画を策定する方向で調整中です。

介護保険事業計画を作成するにあたり、2つの上位計画がこのような動きの中、7圏域は基本となるかと思いますので、その中での設置の在り方を考えていくことになるかと思います。

次に、4ページをご覧ください。議論いただきたいポイントの3点目の「職員配置」についてです。設置数を考える上で重要になる現時点での本市の人員配置基準は、記載の3点、①国の基準、②市の条例、③毎年度改正する運営方針に基づき決定しており、主任ケアマネ、社会福祉士、保健師または看護師、この3職種を配置するよう定めています。資料5からも分かるように現在の基準を踏襲すると、高齢者人口の増加に合わせ職員も増員していく必要があります。表1に職員数を記載していますが、特に、高津・緑が丘圏域や大和田圏域は高齢者人口の増加は続きますので、現在の基準に基づいた場合、10年後の2035年度には例えば大和田圏域は8名から10名に専門職を増員する必要があります。

しかし、3職種に限らず、職員の確保はどの業界でも課題となっています。国の通知では、3職種以外の配置について、リハビリテーション専門職が例として挙げられており、配置を認めるかどうかは市町村の判断に委ねられております。国の基準・市の条例において、3職種1名ずつと追加の1名の計4名は、3職種であることが必須となります。その4名以外の職員について、例えばリハビリテーション専門職などの3職種以外の配置も認め柔軟に考えることについて、ご意見をいただきたいと思います。参考に、表1に3職種として必須の職員数と、3職種以外の配置職員数を記載しています。

ここまで、議論していただきたいポイントを3点ご説明いたしましたが、これらのポイントを念頭に、事務局としての案をいくつかご提示したいと思います。その前に、事務局としては、単純に高齢者人口に合わせて設置数を増やしたい、職員を増やしたい、と考えているわけではありません。包括が担う業務が多様化複雑化している中で、包括は高齢者の総合相談窓口として困った人の対応を行っていけば良いという時代ではなく、自立支援・重度化防止の考えをもって様々な事業を通して地域づくりをしていかなければなりません。限られた専門職でどのように事業を展開するべきか、介護予防・日常生活支援総合事業を中心とした事業の見直しも同時に図っております。業務も見直しつつ、職員一人当たり的高齢者人口も見直し、包括の均衡を図っていきたいと考えている、というのが前提としてあります。

5ページをご覧ください。6. 各圏域の設置の在り方（案）各圏域の設置の在り方についての案をご報告します。まず、勝田台圏域・村上圏域については、現行を維持。阿蘇・睦圏

域は、案1が現行を維持、案2が阿蘇圏域のセンターを本所とし睦圏域に支所等を設置、としています。現在の相談の8割弱が阿蘇圏域、特に5割が米本団地住民であること、睦地域は住民性なのか早期に相談するというより困ってどうしようも無くなってから相談に来るという方が多い現状があります。地域住民に根ざした窓口を設置し、早期に相談してもらうことで、課題が複雑化する前に対応したいという考えがあります。そこで、睦地域に支所を設置することについてご意見を頂きたいと考えています。

八千代台圏域については、案1が圏域に支所等を設置、案2が2か所のセンターを設置、としています。

後期高齢者、特に85歳以上人口の数が他圏域と比較し多い状況です。社会福祉協議会の地区支会や民生委員さんなど、地域組織も活発に活動をして支援しておりますが、複合的な課題を抱える事例が多く職員が総合相談に丁寧に関り、予防的な地区活動をするには、支所などを設置するか、地域を分けて圏域に2つのセンターを設置したいと考えております。

次に、高津・緑が丘圏域についてです。案1が現行維持、案2が支所等を設置、案3が2か所のセンターを設置、としています。高津・緑が丘圏域は、これまでも何度か議論されております。資料5の通り、今後も特に後期高齢者人口の増加が続きます。現行を維持するという案もあるかと思いますが、人口規模が大きいことや面積の広さ、高津と緑が丘の住民性の違い等から、圏域に支所等を設置するか、2つのセンターを設置したいと考えております。担当地区の設定の仕方については、人口規模から大和田新田をどう扱うかが肝だと考えております。A案として①高津・高津東・高津団地を担当するセンターと、②緑が丘・緑が丘西・大和田新田を担当するセンターを2つ設置するパターン、B案として高津と大和田新田を担当するセンターと緑が丘を担当するセンターの2つ設置するパターンを掲載しています。

次に大和田圏域についてです。案1が現行維持、案2が支所等を設置、としています。大和田圏域は、萱田町や萱田の地域が飛び地になっており、住所で分けにくいということから2つのセンターを設置するより支所等を設置するのはどうかと考えております。

ここまで、長々とお説明させて頂きましたが、こちらの案の中から今日ご意見を決めてほしいということではありません。10期事業計画から掲載すべきこと、中長期的に考えると少し先に決めた方がよいこともあるかと思えます。議論いただきたいポイントとしてあげました3点「日常生活圏域の設定・考え方」、「支所等も含めた設置数」、「配置職員」については、最終的には、介護保険事業運営協議会で検討し、計画にどのように掲載するか決定してまいります。本日は本協議会の委員の皆様の率直な考えを聞かせて頂きたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

板垣会長：

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ただいまの説明ですと、勝田台圏域、村上圏域は現状維持で、阿蘇・睦圏域や大和田圏域は次期計画またはその次の計画に設置等の検討をするということですね。それから高津・緑が丘圏域や八千代台圏域については次期計画中に担当区域を分けて2か所、設置するという案と3職種以外の職員配置についてのご意見ということでございますね。皆さんの方からご意見等ございましたら、現場の方でどうですか。

山藤委員：

前期も委員を務めた経験から、現場の状況として八千代台包括支援センターが特に大変そうだと感じています。数字だけでは他に大変な地区があるように見えるかもしれませんが、八千代台は道路が狭く車が利用しにくい上、スーパーなどの利便性も低い。そのため、介護状態の方の支援が他地域よりも難しいと感じます。また、スタッフの定着率が低く、入れ替わりが多い印象があります。地域を線路で分けたり支所を設けたりするなどの対策が必要だと考えます。

白濱委員：

今回の今検討の5ページの6番の各圏域の設置のあり方案というところに重点を置いてお話しさせていただくと。まず、阿蘇・睦地域のなかで私も睦地域に関係している施設がある関係で、お手伝いをさせていただいたり地域のお祭りとかに、お声をかけていただいていることがあるのですが、先ほどお話があったように米本地区の相談が多いということですが、圏域で見ると阿蘇・睦地域と分かれていますけど、睦地域と阿蘇地域は市民性とか、その地域の繋がりとかが全然違う状況があります。一度、睦地域の方々とお話をさせていただいたときに、できれば介護保険とか使わないで、睦地域の仲間意識の中で改善していきたいと思っているけど、最近また新しい方の流入があり、うまくいかないようなお話も聞いたことがあります。同じ阿蘇・睦圏域となっていますが、市民性というか、住んでいる方々が違うので、やはりそこに準じたようにしていく、センターを2つ支所にするのかどうかもありますが、考えた方がいいと率直に感じていました。また睦地域には八千代西高校もありますので、そういった地域資源の活用もしていく際に、同じ睦地域に、その中心に相談できる支所があったりするといいのかなと感じました。

八千代台地域は山藤委員がさっきおっしゃったように、すごく地域性として一生懸命やられている方々がいます。八千代台地域だけの避難訓練や何かあったときの困ったときに使うような、やっちが表になっていて裏に緊急連絡先などを書いたりするようないろいろな工夫をされています。実は活性化されているところも八千代台地域なのかなという印象を感じるのですが、ケアマネジャーは圏域が関係ないところで働いていますので、その分一緒に相談に乗っている地域包括支援センターさんの方々は、大変だろうなというのは感じています。高津・緑が丘地域のところもそうですね。緑が丘西地区が今、民間の老人ホームなどの施設も増えている中で、大和田新田が1つのポイントということだったのですが、民

間の施設は、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームはカテゴリーとしては在宅の部分に入ってきますので、そういったところで地域包括支援センター、ただでさえ高津の方々いつも大変そうなところがある中で、やはりここも分けていく必要があると感じています。その点では大和田地域もですが、ただ、ちょっと気になっているのは、圏域が今後どうなるかわからないですけど、例えば圏域が7つある中で、高津・緑が丘地域に、2つのセンターを作ろうとなった場合に、圏域は高津・緑が丘圏域なのに、センターがAという法人のセンターと、Bという法人のセンターになってくると、その圏域の中で整合性はどうかになっていくのでしょうか。それなら支所の方がいいのか、でも支所は、確かに管理者が2拠点を管理するのは大変だろうというところで、どれが一番いいのか悩ましいと感じているところです。

中村委員：

支所を増やすことはいいと思うのですが、人の配置が難しいなと思っています。支所を増やしたら増やしたで仕事が増えるとか、コミュニケーションが取れなくなることがちょっと心配です。

中澤委員：

皆さんのご意見、すごく勉強になります。その中で山藤委員からあったのですけども、八千代台が難しいと。ちょっと問題があって、令和5年度から事業者が変わったけれども、まだ状況は変わっていないってことなのですか。

山藤委員：

八千代台には何か独特な要因があるのか分からないが、スタッフが常に大変そうな印象を受けています。ただ、その具体的な原因はうまく説明できません。

中澤委員：

別件ですが、各圏域の設置のあり方から外れるのですが、3つの専門職以外に、リハ職もどうかという話もあったと思います。専門的な知識をどこかで勉強されれば、私は問題ないと思います。教育のあり方を行政も含めて検討していただければと思います。

板垣会長：

それでは、民生委員さんの立場でご意見いかがでしょうか

中山委員：

この案を見させていただいて、単純に2つのセンターにしたらいいいのではないかなと単純に思っていたのですが、人材や圏域の分け方、引き継ぎなどいろんなことがたくさん出て

きて、その中で利用者さんが、どれだけメリットが出てくるのだろうか、いろいろと単純にはこれがいいですとなかなか言えないなと思いました。以上です。

渡部委員

私は緑が丘に22, 3年住んでいます。今日いただいた資料で高津・緑が丘圏域のB案のよりも、A案の②には緑が丘・緑が丘西・大和田新田を入れた方がバランス的にいいのかなと思います。緑が丘西はまだ若いですから。高齢者は100人程度しかいないです。施設が多いのはよくわかっていますけども、これから伸びるけれど20年前の緑が丘が今の緑が丘西だろうと思っています。そういう意味からすると、大和田新田も入れた形でのA案の方が、バランス的に数字的に見てもいいのかなと思いました。私の意見です。

佐藤委員：

大変なのだと、正直なところ思いました。センターを分けるというのが良いかどうかというのは、市の個人情報保護の関係で、1つの法人が支所で運営している場合と分離される場合というのは、新しいセンターではなくて、運営は大変かもしれないですけども、今までノウハウのある1つの法人がやるというのも選択肢としてはあるのかなと思います。ただ、法人自体がその運営能力あるかどうかはまた図らなければならないとは思いますが、センターを増やすというと、また新たに新規の参入で、それができるかどうかという問題が出てくるのかなというのが1つです。例えば、阿蘇・睦、高津・緑が丘は八千代市特有の問題なのかと思って聞いていました。新旧の住民の住んでいる定義が明確に分かれています。通常だったら都市部で若い人たちがばかりだったのが一気に高齢化する多摩地域はそんな感じだと思うのですが、八千代市はそこが混在していて、地域ネットワークが昔ながらのあるところと、若い世代で、私も東京都に通勤していますけれども、日中いない人たちのネットワークとでは格段に違うという中での問題点というのがクローズアップされているのかなというふうに思います。

それから、後期高齢者がボリュームゾーンで今算定して、センターを増やすとなるとボリュームゾーン自体がなくなったとして、一気にまた収束していくはずなので、その時にセンターを逆に増やすと、また1つに絞り込みますって話になるので、それはそれで将来的な問題も孕んでいるように思います。また、常勤換算する云々と言うと、1つの法人の中で常勤という考え方もあると思います。そうすると、2つの支所を、月火水は相談の多いところ、木金は別の支所というような振り分けもできるかもしれないと思います。これからいろいろ介護保険、事業の兼ね合いをやった上で、考えていくということなので、いろいろと情報を教えていただいて、また共有していただいて判断材料をいただけたらなと思います。以上です。

渋谷委員：

先ほど山藤委員から、八千代台地区は大変だというお話がありましたけれども、先ほど市の職員さんの説明では、八千代台地区の相談がものすごく多いという話ですが、それとまた、道路が狭い、後期高齢者が多い、という問題もありますので、この中のどれをどういうふうを増やすということは私にはわかりませんが、八千代台地区については、先ほどセンター２つ作ると同一業者だったらいいけれども、違った業者が行ったときに難しいという、白濱委員の意見からもありましたので、例えば支所を設置するとか、何らかの方法は考えていったほうがいいのかなというふうに思いました。以上です。

板垣会長：

ありがとうございました。その他、何かご意見等ございますか。特にございませんか。それでは、皆さんからのご意見を伺いましたので、事務局の方でまとめていただければと思います。それでは、協議事項について終わりましたので、本日の議題はこれですべて終了ということになります。その他で何か事務局からございますか。

事務局（春田福祉総合相談課長）：

本日いただきましたいろいろなご意見を今後まとめさせていただいて、次期計画に、反映できるようにしていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

板垣会長：

あと、今後の会議の予定とかありますか。

事務局（石橋福祉総合相談課主査）：

例年ですと、毎年２月ごろに年間の地域包括支援センターの実績も含めて報告させていただいていました。今回１２月に開催しておりますので、今年度の報告につきましては書面で送らせていただいて、それで会議に代えさせていただきたいと思っております。また令和７年度には会議を２回を予定しておりますので、改めてご案内をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

板垣会長：

ありがとうございます。

それでは本日の会議はこれで終了いたします。